

## 東松島市農水産業者燃油高騰対策支援金（施設園芸農家向け）

燃油価格及び資材購入価格の高騰の影響を受け、生産活動における経費の増加により経営状況が悪化している施設園芸農家と水産業者に対し、農水産業者の負担軽減及び経営の安定化並びに地域経済の持続を図るため、生産活動に使用する燃油経費の一部を支援するものです。

### 1 申請可能な方

※ 以下の要件に1つでも非該当があれば申請できません。

- ① 市内で販売を目的として施設園芸を営む農業者
- ② 東松島市内に住所又は事業所を有していること。
- ③ 市税等を滞納していないこと。
- ④ 東松島市暴力団排除条例（平成24年東松島市条例第44号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員等でないこと。

### 2 対象となる経費

生産活動において使用することを目的に令和6年7月1日から令和7年6月30日までの間に購入した次に掲げる燃油

施設園芸用ハウス等で使用する燃油（A重油、灯油及びプロパンガス）

### 3 支援額

1リットルあたり 3.5円

※プロパンガスは1立方メートルあたり 3.5円

### 4 申請の方法

支援金の交付を希望する方は、東松島市農水産業者燃油高騰対策支援金交付申請書兼請求書を含む以下の書類を申請期間内に提出してください。

- ① 東松島市農水産業者燃油高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号-1）
- ② 運転免許証、パスポート等の写しなど申請者本人を確認できる書類
- ③ 東松島市農水産業者燃油高騰対策支援金対象燃油購入数量表（施設園芸農業者向け）（様式第1号-1別紙1）  
又は、東松島市農水産業者燃油高騰対策支援金対象燃油購入数量証明書（施設園芸農業者向け）（様式第1号-1別紙2）
- ④ 振込先口座と口座名義が分かる通帳等の写し
- ⑤ 令和7年1月2日以降に本市に転入した方は、前居住市町村からの市税等の滞納がないことを証明できる書類
- ⑥ 暴力団員等の所属に関する宣誓及び調査同意書（様式第2号）

## 5 対象数量の確認書類

購入先により以下の書類で使用燃油購入数量を確認します。

購入先	提出する確認書類
一般小売業	購入伝票を基に様式第1号-1別紙1を記入し、伝票の写しを添付してください。
全農東北エネルギー株式会社	購入先で様式第1号-1別紙2に対象期間内の購入数量の証明を受けてください。

## 6 提出先及び方法

次の担当へ、持参又は郵送により提出をお願いします。  
※郵送により提出の際は、郵送料をご負担願います。

【担当】〒981-0303

東松島市小野字新宮前5番地

東松島市産業部農林水産課

農業政策係

内線2449

TEL 0225-82-1111

## 7 申請期間

**【期限厳守】**

令和7年7月1日（火）から 令和7年9月30日（火）まで

## 8 支援金の交付方法

支援金は、交付申請書と購入状況資料を審査し、交付決定した以降にご指定の口座に振込いたします。

## 9 支援金の申請をする皆様へのお願い

近年、生産活動に使用する燃油等は原油価格の高騰から高い価格で推移しており、経費が増加するなどの厳しい状況となっています。

国では、施設園芸セーフティネット構築事業等の、燃油や配合飼料の価格が上昇した場合の補てん制度を実施しておりますので、まだ加入していない方は、将来の備えとして是非ご加入について検討をお願いいたします。